

2019年度 在宅介護支援センター 事業計画

1 基本方針

高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きと暮らせるよう、要介護高齢者及び要援護となるおそれのある高齢者や家族を対象に、その福祉の向上を図るための実態把握に努めます。また、地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行い支援します。

2 重点事項

(1) 総合相談業務

- ① 本人や家族、近隣住民、地域の関係者からの様々な相談に対して状況の把握を行うとともに緊急性及び専門性を判断し、本人や相談者自身に解決の能力があると判断した場合は必要なサービスや制度を紹介します。
- ② 初期の相談対応において、継続的・専門的な支援が必要と判断した場合は当事者への訪問や関係者からより詳細な情報の収集にあたりとともに地域の関係者や関係機関と連携し、課題の解決に向けて適切に支援します。

(2) ネットワークの構築と実態把握業務

- ① にいさと地域包括支援センターとの連携を密にし、ニーズに沿ったケアマネジメントが行なえるよう努めます。
- ② 地域における様々なネットワークと連携して相互の活動・業務の理解を進め、地域の関係者との顔の見える関係づくりを進めます。その上で、支援を必要とする高齢者の発見や見守り体制の構築など課題解決にむけて協働します。

(3) 権利擁護業務

- ① 実態把握や総合相談の過程で認知症の進行が疑われる高齢者に対しては、その判断能力に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討し、必要な社会資源の利用が円滑にできるよう支援します。

(4) 介護予防対象者把握

- ① 地域のサロン活動などに参加・協力する中で、介護予防の視点で高齢者の相談に応じ、地域包括支援センターと連携し必要な啓発や支援を行います。

(5) 地域包括ケアシステム

- ① 高齢者や障がいのある方、見守りを必要としている方が、地域で安心して生活できるよう、多様な事業主体による重層的な支援体制を構築するために、ケアチームの一員として取り組みます。
- ② 未来の介護・福祉の担い手となる児童や学生が、高齢者及び福祉の仕事に対する理解を深める学習機会や活動に対して積極的に取り組みます。